

会 議 録

会 議 名	令和4年度 第1回基山町空家等対策協議会			
開催年月日	令和4年8月1日(月)			
開催場所	基山町役場 3階301・302会議室			
開閉会日時	開会	令和4年8月1日 10時00分		
	閉会	令和4年8月1日 11時00分		
出席者並びに 欠席者 出席 13名 欠席 2名	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	尾石 清孝	出	松田 一也	出
	日高 紀子	出	丸林 弘明	出
	堀田 政二	欠	鳥飼 善治	出
	永池 興治	出	長野 正司	出
	伊東 伸彦	出	香月 拓郎 (代) 松下 陽祐	出
	大串 法光	出	堤 浩	出
	徳田 隆	出	鳥飼 邦弘	出
オブザーバー 5名	(前会長) 末吉 正夫	出		
	総務企画課 熊本 暁浩	出	税務課 古賀 満宏	出
	まちづくり課 井上 信治	出	福祉課 吉田 茂喜	出
事務局 3名	山田 恵	出	山田 宏樹	出
	田中 望	出		

傍聴者 0名



～10時00分開会～

● 事務局

定刻になりましたので、只今より令和4年度第1回基山町空家等対策協議会を始めさせていただきます。私は基山町定住促進課の田中と申します。よろしくお願いいたします。

本日はご多忙中にもかかわらず、ご出席いただきありがとうございます。

本日は基山町内宅地建物取引業協会 堀田委員様がご欠席とのことです。また、基山交番所長 香月委員様の代理で松下様、前基山町区長会代表であります末吉正夫様にオブザーバーとしてご出席をいただいております。

なお、本日は委員総数14名のうち過半数13名の出席がありますので基山町空家等対策協議会設置条例第6条の規定により本会が成立することを報告いたします。本日の傍聴者はいらっしゃいません。本協議会は原則公開となりますのでご了承をお願いします。では初めに、松田町長より挨拶をお願いします。

○ 松田町長

皆さんこんにちは。本日は暑い中、また、お忙しい中にご出席いただきありがとうございます。特に先週から今週にかけて暑さが半端ではなくて今日も35度以上になるのではないかとされています。

各委員の皆様におかれましては、まずは健康に留意していただきたいと思っております。そして、コロナですが、私としては、おそらく先週がピークだと思っております。先週47人、先々週は47人と、基山町では最高となっていますが、その47人がピークでこれから少し減少していくのではないかと少し希望的な予測をしている所でございます。いずれにいたしましても、暑さとコロナウイルスという、厳しい状況の中で頑張っている所でございます。

また、オブザーバーでもこれまでの経緯等をよくご存じの基山町前区長会長である、末吉区長もお越しいただいていることに対しても感謝申し上げます。後の方で説明があると思っておりますけれども、今回は実際の調査において中心的な役割を担っていただいております区長の皆様方が、今回、4月で6名交代されていますので、その結果の調査等についても、また若干今までと違う形になる部分も出

てくると思いますので、その辺の今回の調査の報告とそれから前回からの宿題だった懸案事項の2件の案件のうち、1件が前回解決しましたのでもう1件の方の進捗についても説明の方があると思います。

そして、新たな年度における基山町の空家の状況についての説明をさせていただきたいと思いますので、それぞれの専門の立場から協議会の皆様方には、空家対策を今後どういう風に持っていけばいいのかについて、各方面から様々なアドバイスをお願いいたしまして、冒頭のあいさつとさせていただきま。今日は本当にありがとうございます。最後までよろしく願いいたします。

● 事務局

ありがとうございました。次に事務局の紹介をさせていただきます。

定住促進課課長の山田です。よろしく願いいたします。

同じく定住促進課定住促進係の係長をしております山田です。よろしく願いいたします。

同じく定住促進課の田中と申します。よろしく願いいたします。

ここで、資料の確認をさせていただきます。まず1番最初に次第がありまして、資料の方が1ページから10ページの資料になっておりますのでページの抜け等がありましたらお知らせください。クリップ止めの方は、基山町空家等対策計画の資料になっております。資料が無い方もお知らせください。

それでは議事に入る前に委員の委嘱をさせていただきます。

委員の皆様にはご多忙中にも関わらず、空家等対策にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。委員の皆様につきましては委嘱書を机上に配布する形をとらせていただいておりますので、ご了承をお願いいたします。

続きましてご出席の委員の皆様にご自己紹介をしていただければと思います。

では尾石区長の方からご挨拶をお願いいたします。

○ 各委員

※各委員からの自己紹介

● 事務局

ありがとうございます。次に会長および副会長の選出に移ります。本協議会設置要綱第5条第1項において、会長及び副会長を置くこととなっております。また、同条第2項において、会長及び副会長は委員の互選により定めることとしており、第6条において、当協議会は必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となることとなっております。

それでは、まず、会長を決定したいと思いますが、立候補される委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

○ 各委員

なし

● 事務局

立候補がないようですので、事務局の方に一任させていただいてもよろしいでしょうか。

○ 各委員

異議なし

● 事務局

事務局案として、尾石委員をお願いしたいと考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

○ 各委員

異議なし

● 事務局

異議がないようですので、尾石委員を会長と決定させていただきます。よろしくお願いたします。
続きまして、副会長を決定したいと思います。立候補される委員の方はいらっしゃいませんでしょうか。

○ 各委員

なし

● 事務局

こちらも立候補がないようですので、事務局に一任させていただいてよろしいでしょうか。

○ 各委員

異議なし

● 事務局

事務局案として、民生委員児童委員協議会の丸林委員をお願いしたいと考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

○ 各委員

異議なし

● 事務局

ご異議がないようですので、丸林委員を副会長として決定させていただきます。よろしくお願いたします。

会長並びに副会長が決定いたしましたので、先ほど自己紹介をしていただいたところでありますが、改めて会長より、ご挨拶いただきたいと思います。

○ 会 長

おはようございます。改めまして会長を仰せつかりました尾石です。本日はよろしく願いいたします。

○ 副会長

改めまして、丸林です。よろしく願いいたします。

● 事務局

ありがとうございました。

これより、議事進行を尾石会長にお願いしたいと思います。尾石会長、どうぞよろしく願いいたします。

○ 議 長

それでは、議事に入ります。議事に入る前に、本日の議事録の署名人として日高委員を指名します。よろしく願いします。議題1「基山町空家等の実態調査結果について」事務局より説明をお願いいたします。

● 事務局

議事1の空家等の実態調査結果について毎年実施している取組になります。資料1ページ目をご覧ください。4月21日付けで、町内全17区の区長に町内の空家調査を依頼し、すでにすべての区から回答を頂いています。調査依頼内容については4ページ目をご覧くださいと思いますが、こちらの内容に沿って依頼を行っております。次の5ページ目の空家の判断基準欄にあります。こちらの基準をもとに1ページのAからDの判定をしております。報告対象の空家の定義を、外観から判断して家屋の手入れを行った見込みのない家屋、管理はされているが居住の実態がない家屋とし、こちらには意図的に空家になっているものを含んでおります。こちらを概ね1か月程度このような状態にあるものを報告していただいております。

資料5ページ目を見ていただきながら、1ページ目を見ていただきたいと思います。1ページ目の資料ですが、こちらは昨年度と数値で比較した今年度の空家調査の結果です。3ページのグラフと見比べながらご覧ください。町全体で昨年は186件の空家があり、今年度は185件が空家という結果でした。全体としては昨年度と比較して、1件の減少となっておりますけれども、内訳としては今年度に34件が空き家として増加、35件が減少となっております。初めに増加の原因に関しては、分かっているものもありますが、特に多い区でいきますと10区が7件でこのうち入院や施設の入所が3件、所有者の死亡1件、転出1件が分かっております。12区については、6件のうち所有者死亡が3件、

転出が1件が分かっております。14区の4件については、施設等入所が2件、所有者死亡が1件、転出が1件となっております。16区の4件については、所有者死亡1件、転出が3件となっております。減少についての理由としては、全体を通して35件中のうち28件が物件購入や貸家での新規入居による空家の利活用になっております。それ以外の所で5区、6区、8区、9区の各1件ずつの計4件が更地化、3区と9区でそれぞれ1件は不動産管理となっております。また6区のうち1件で家主が再度戻ってこられたという報告もいただいております。

続きまして、各危険度の判定でございます。家屋危険度D、こちらにつきましては、倒壊の恐れがあり緊急性のある空家で、3区が1件、4区が2件、7区が1件の4件となっております。環境悪化度Cの空家は18件、防犯・火災危険度Cの空家は町全体で8件の結果となっております。

2ページをご覧ください。家屋危険度C及びD判定の空家を記載しております。黄色で記してある箇所は昨年度から新しくC・D判定となった空き家です。左上から、[]の3区のD判定の空家については、後の議題にも挙がっております特定空家となっております。その右の[]の3区と、下段1番右の[]の10区のC判定家屋に関してはすぐに倒壊の恐れはないものの、昨年度の空家の利活用等のアンケートに返信が無かった方々のため引き続き今年も郵送等でアプローチしていきます。現在しっかりとヒアリングができていない為郵送についても、慎重にご案内をしていきたいと思っております。つぎに左から3番目の4区の[]のD判定物件については、建物は現在未登記となっており、2～3年ほど前から売却の話が上がっていましたが話が折れてしまったとのことでした。ご本人からも除却の意思があるものの、資力が足りないとのこと困ってあります。今後、引き続き所有者と協議しつつ補助金の活用や寄付など町の方でも対策を考えていきたいと思っております。上段右の4区の[]と下段左から2番目の[]の空家については空き家バンクの活用意思等もあり、利用を進めております。下段の4区の[]と7区の[]の空家については、家屋についても危険な状態であり所有者からも除却の意思もあり、今年度中に除却ができればと考えております。3ページ目の資料は令和2年度から令和4年度までの区ごとの増加比較になります。1ページ目の参考資料として添付しておりますので、こちらもご確認いただければと思います。

4ページ5ページは、先ほど説明させていただきましたけれども、区長の皆様方への依頼書面の参考文書になります。本書面に基づいて、各空家について、家屋危険度、環境悪化度、防犯・火災危険度の3つの項目について、外観目視での判断をいただいております。

最後ですが、6ページから8ページにかけては、本調査にて把握した空家所有者と思われる方に対し、空家に関する今後の利活用や意思を確認する調査アンケートでございます。こちらも例年から引き続き、空家の現状把握及び分析、空き家バンクへの登録を促していきたいと考えております。

現在、空き家バンクへの登録も2件にとどまっており、引き続き利用推進を図って参りたいと思っております。私の方からは以上です。

○ 議 長

ただいま事務局の方から説明がありましたけれども、質問や意見はございますか。

○ 委員

4区の[REDACTED]のD判定物件で未登記の物件があるということだったですけども、建物として未登記ということであれば、土地代として課税されていてそれが納められているという理解でよろしいですか。

○ 税務課（オブザーバー）

これに関しては、家屋に関して20万円未満の家屋については課税されないの、それには該当して課税されていないです。

○ 委員

登記されていなくても、課税されるということですか。

○ 税務課（オブザーバー）

はい。未登記家屋であっても課税対象となります。

○ 委員

建物の課税はないということですね。それから、土地の課税は、要するに、建物の体をなしていない場合は、土地の税率は上がるはずですね。その辺のところをこの空き家はどうなっているのか調べていただきたい。

それと、文書に関しては、やり取りをして返事がないところは税制上の対応はどうなっているのか、連携してきちんと調べて追いかけていなければ、少なくとも税金納めていなければ別の話ですが、税金を納めているのであれば少なくとも町との連絡が取れているということなのでもう少しきちんと連絡をとっていかねばいけなかなと思います。

それから、説明の中での確認なんですけども、2ページの黄色く塗っているものが元々空き家として登録していてD判定になったとあったかと思うんですけど、もともとC判定であったものがD判定になったという格下げになったという、そのような内容で捉えていいですか。

● 事務局

4区の方はもともとB判定だったものがD判定になり、7区の方は去年亡くなられた空き家なので今年から新規でD判定になったものです。

○ 委員

ということは、住んでいた時から結構古かったということですね。

● 事務局

そうです。

○ 委員

わかりました。

○ 議長

他にはございませんでしょうか。

○ 委員

はい。2ページの上段右の4区の[REDACTED]ですが、「空き家バンク登録済み。商談中。」となっておりませんが、私から見てそのような適性があるような建物にみえないのですが。今どうなっているのでしょうか。

● 事務局

写真のとおりで、かなり古いのですが、実際に建物を売るときには、除却した上で活用されると思っています。

○ 委員

建物は使わないというところで、土地も含めて空き家バンクに登録しているということですね。

● 事務局

そうですね。

○ 委員

わかりました。

○ 委員

写真だけ見るとD判定に見えてしまいますよね。写真の撮り方だと思いますけれども。反対に左下の4区の[REDACTED]の方も写真だけ見るとD判定には見えないですね。

● 事務局

そうですね。ただ近くで見ると結構古くなっています。

○ 委員

6区の[REDACTED]も建物は新しく見えますね。

● 事務局

こちらは、外観はわりと綺麗なのですが中の老朽化が進んでおります。

○ 議 長

他にはございませんでしょうか。

○ 各委員

なし。

○ 議 長

続きまして、議題2「基山町空家等対策計画の改定について」事務局より説明をお願いいたします。

● 事務局

では、議題2「基山町空家等対策計画の改定について」の説明をさせていただきます。別冊の資料1をご覧ください。今回改定の内容につきましては資料1の(1)で国から示された「空家法基本指針」の改正に伴い、特定空家の対象が将来著しく保安上危険または著しく衛生上有害な状態になることが予見される空き家等も含まれるということについて改定が行われております。それに伴いまして、本町の空家等対策計画につきましても周辺の生活環境への悪影響が顕在化する前の段階において所有者等による自主的な対応を促すことを目的として今回改正をしております。その内容につきましては計画案の2ページで、赤字での追加をしております。

今後対象とする空家等の種類の(2)特定空家等のア)の「そのまま放置すれば倒壊等もしくは保安上危険となるおそれのある状態」に追加をいたしまして、「又はその将来そのような状態になることが予見される状態」という文言を追加しております。

イ)につきましても同様に、「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある状態」に「又は将来そのような状態になることが予見される状態」という文言を追加しております。

続きまして、資料1に戻っていただき、2点目の改正のポイントといたしましては、所有者等の所在を特定できない場合において、民法上の財産管理制度を活用するために市町村長が不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任の申し立てを行うことを考えられる旨を記載という形で書いておりますので、こちらにつきましても財産管理人制度の活用による所有者不明の空き家の活用促進を目的として改正をしております。

こちらにつきましても改正案につきましては、計画案の4ページでございます。4ページの一番下の(4)でございますけれども不在者財産管理人制度・財産管理人制度などの活用検討ということで資料にあげております。「所有者不存在の空き家等、所有者不明の空き家等と判断した場合は、民法上の財産管理制度を活用するために、『不在者財産管理人』又は『相続財産管理人』の選任の申し立てを検討します。」というところを追加しております。

資料1に戻っていただき、3点目につきましては地域の空家等対策に取り組むNPO等の団体について協議会の構成員の例に加えるとともに、専門的な相談について連携して対応することを記載という形で改正がなされておりますので、本町の計画においても空家等対策に取り組むNPO等の団体との連携に

より、空き家等の管理や活用に関する相談体制の整備を目的として改正をしております。こちらにつきましては計画案の9ページでございます。3の関係機関との連携というところの(7)NPO法人等の団体のこちらにつきましては空家等の管理や活用に関する相談及び対応等ということで関係機関との連携を整理するために改正を行っているところでございます。それと別に基山町の組織機構改革に伴う課名等の変更を9ページ及び10ページに赤字で行っておりますので、ご確認をお願いいたします。本来ならばこの基山町空家等対策計画というものは、平成29年の4月に策定をされており、計画期間が策定から5年間ということで終期は今年の3月までとなっておりますので、本来なら前回の3月の協議会にてご提案のさせていただかなければならなかったところ、大変申し上げありませんが、今回の協議会にてお諮りを申し上げているところでございます。また計画の終期に伴い、次回の協議会を目途に基山町空家等対策計画の原案を皆様方にお示しをしたいと考えております。

今後、中身につきましては検討を行いながら作成をしますけれども、いろんな目標やKPIなどを盛り込んだり、地域別の傾向や制度を考えておりますので、また原案の提示の際には、皆様方から様々なご意見等たらと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、提案を終わります。

○ 議長

ありがとうございます。ただいま事務局より説明がございましたが、質問やご意見はございませんか。

○ 委員

このNPO法人等の団体認定はどんなふうと考えられるのですか。特別な書類審査に通ればもうOKというような感じなんですか。

● 事務局

書類審査とかは今のところ考えていないですが、こちらの町内で色々な活動をされている団体がございますので、いろんな調査確認等を行いながらこの協議会に一番マッチした団体がいらっしゃればその方に依頼をしながら、協議会の参加をお願いしていく形になるのではないかと考えております。

○ 委員

今でもいろいろ話題性があったり、テレビでも賑わせているようなことも考えられるのであまり間口を広げてされるのではなくてある程度活動が分かるような方が良いかと。

○ 委員

テレビではどんな話題でしたでしょうか？

○ 委員

宗教法人とかですね、名前が変わってくるとしわ寄せになるような会社とか、それを想定するような会社だとそれを最終的には誰が責任をとるのか、事務局は知らなかったっていうものがちょっと懸念されるのではないかとってお尋ねしたところでした。

● 事務局

一応、具体的に活動されているのも把握しておりますので、その辺は鑑みながら行っていきたいと思っております。

○ 委員

今のような、正にごもつともというか、なかなか見えないところがあるかもしれないので、(1)から(6)についてはどちらかという決まった団体なので、(7)は例えば空き家の協議会で承認というかですね、同意してもらうとかそういうのを1つ入れたらいいのではないかと思います。

それからもう1点、以前は健康増進課だったよね。福祉課も微妙なラインだけれども、プラチナ社会政策室が正に戸別訪問で空き家を検知する意味合いもあるので2重になるかもしれないけど、福祉課にプラス、プラチナ社会政策室を入れていただいた方がいいのかなと思います。多分次の会議のときには、ひょっとしたらもうコロナ対策としてのプラチナ社会政策室の役割は終わっているかもしれないけど、これから5年間ぐらいはもうプラチナ社会政策室が1番活動しますので、こういうのも次回からちゃんと出ていただいた方が良くかなと思いますので。福祉課は福祉課で、民生委員児童委員さんとかも話も含めて関係ありますので、福祉課ももちろん残しつつ、プラチナ社会政策室も入れていただけたらどうかと思いました。

○ 委員

先ほどの質問とは被るんですけども、NPO法人が具体的にいくつかそれがあるのかなとか、ちょっと確認したかったんですけども、あるということだったんで結構です。

○ 委員

通常の建設に限ったNPO法人で基山が認可した団体はないと思います。単なるNPO法人が多分100個か、10数個あると思います。建設に関しては、基山が認可してないけれども、基山でも活動している、いわゆる古民家的なNPO法人はありますが、これは基山で認可したわけではない、そういう人達はいます。

ですが、その人達は今の段階では入ってないけどそういう人達を、もしここで、報告なり、承認まで言わなくても、ちょっと事務局で考えていただいて、ここでちゃんと1回諮るといふのを入れたらいいと思います。

それと、今まで基山は、それこそ空き家とか言いながら広い概念で「幸せ」とか「子育て」とかいう感じで、そういう類の話がたくさん今もありますので、そういうのに対してちゃんとチェックした方が

いいんじゃないかというそういう意味合いだと思いますので、そこはきちんとチェックさせていただければと思います。

○ 委員

はい。4ページ(4)は具体的な可能性はあるんですか。こういうことが、こうなりますよという。

● 事務局

やはり現在もそうですけれども物件の相続がスムーズに行かないことにより、所有者から不在者財産管理人という、相続人はわかってるんですが、その中の誰かがどこにいるか分からない時に不在者財産管理人制度を使うということです。相続財産管理人は、相続人の方が全て亡くなったり、相続人の方が全て相続放棄されて相続人が全くいない場合、裁判所に申し立てて相続財産管理人を選任して、財産活用をする制度があるんですけれども、今のところ実際に町が関与してというのは近々では想定していません。というのも、今のところ空き家の所有者も全て分かっておりますので、その方に除却というか環境の改善を指導しております。今後、状態が悪い空き家だけでも全く所有者の方がいらっしゃらない、相続放棄で相続人がいらっしゃらない場合は相続管理人財産制度を活用する可能性はないとは言えません。

○ 委員

今ので、こういうことができるようになったよという事例があればお教えいただきたい。

● 事務局

すみません。今までは相続財産管理人は町ができなかったもので、相続人がいらっしゃらない場合は自治体としては手出しができませんでしたけれども、町として相続管理人財産制度で申立てができるようになった制度改正となったので、町がこちらの制度を活用してという可能性はあります。

○ 委員

まず、これは、前からあった制度なんですか。それとも今回新しくできた制度なんですか。

● 事務局

前からあった制度だと認識しております。

○ 委員

今の説明だと、それを町がその人たちを指名することができなかったのが、今回指名できるようになりましたみたいな説明だったけど、そういう理解でいいんですか。

○ 委 員

多分、相続財産管理人、不在者財産管理人、そういうのにも以前から就いているんですけども、これで何かメリットが出てくるかと言いますと、まず、不在者財産管理人、相続財産管理人についてもどうするかということの判断を裁判所に申し立てるんですよ。裁判所に申し立てて、こういう措置をとりたいということで家庭裁判所の許可が下ります。許可が下りたら、それに従って処理ができるようになりますので、そういう意味でメリットがある意味ではあるかなと思っております。

○ 議 長

そういうことでよろしいでしょうか。

○ 委 員

もう1つよろしいでしょうか。おそらく、その申立人の利害関係人しかできなかったのが、その中に市町村長が加えられたということで、その市町村長からの申立てによって、この制度の活用ができるようになる、その幅が広がったというようなことだと思います。

○ 議 長

やりやすくなったという理解でいいですよ。

○ 委 員

そうですね。家庭裁判所の許可さえ取れば、一定の方向に進むことが可能となるのではないかと思っております。

○ 議 長

他にご意見等ございましたらお願いします。

無ければ、議題2につきまして採決を行いたいと思います。事務局案に賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議 長

賛成が多数ということで、可決されました。

続きまして、議題3「特定空家の状況について」、事務局より説明をお願いいたします。

●事務局

それでは、資料9ページ議案3特定空家の状況についてご提案します。

こちらの物件については[REDACTED]の物件で、行政区としましては3区でございます。中段部の位置図にございますが、長崎街道沿いに面している空き家でございます。

概要といたしましては、こちらについては長期間空き家の状況となっております。令和2年9月の台風で屋根瓦の一部が剥がれ落ちて近隣にも被害を与えております。室内には腐食が見受けられてかなり危

険な状態でございます。令和3年度からは所有者の1名が複数回にわたり家屋の修繕、側壁の崩落防止や屋根瓦の飛散防止措置などを行っている状況の為、特措法に基づく命令の保留を行っている所でございます。状況といたしましては令和3年度末の時点でこの空き家の相続人が全部で16名、うち1名は海外在住でいらっしゃるままで住所までは判明している状況でした。今年度に入り、所有者を含めた家屋の修繕を行うとともに改めて相続関係の整理を法律事務所に依頼している所でございます。現在では国内在住、こちらは修繕を行っている方ですが、その方と海外在住の所有者の2名で相続の整理がなされている状況です。7月上旬には法律事務所より、海外在住の所有者へ相続整理依頼の文書を送付して8月末までの回答を依頼している所でございます。

今回のご提案でございますけれども、国内在住の所有者につきましては当該空き家について除却の意思を持っていらっしゃいます。ただし相続の整理ができていないため、除却ができず、そのため複数回の修繕を実施し、当該空き家の保全を図っている所でございます。法律事務所より海外在住の所有者への相続整理の依頼の文書についての回答期限が8月末ということと、国内所有者の方が空き家の修繕を行っていることを考慮いたしまして、今回の協議会は再度命令の保留を考えております。今後は、所有者については引き続き随時当該家屋を注視しながら現状を把握し、家屋の保全を指導しながら法律事務所から海外居住者からの回答を含めた相続整理の申請について再度次回の協議会にて報告を行いまし、その時点で再度協議をいただきたいと考えております。これまでの経緯については、記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、ご提案を終わります。

○ 議 長

それでは事務局より説明がございましたが、質問・ご意見はございませんでしょうか。

○ 委 員

今後、瓦等が崩れて近隣被害を与えても、相続人の方で補修するとかそういう体制ができているという理解でよろしいでしょうか。

○ 事務局

こちらにつきましては以前、9月の台風で屋根瓦の一部が飛んで近隣に被害があつて、その時も相続人と話し合いを行いまし、補修をしていただいておりますし、万が一、今後、そういうことが発生した場合でも同じような形でいきたいと思っておりますし、そういう風な指導というかお願いをしていきます。

○ 委 員

そういう風なやり方をしていけるから、今回は命令をしなくて様子を見たいということでもよろしいですか。

○ 事務局

はい。

○ 議長

他にはございませんでしょうか。

○ 委員

16名所有者がいらっしゃったということですが、国内に1名と海外に1名に整理をされていくと国内の方は良いでしょうが、海外は円滑には連絡が取れるようにはなってきたのですか。8月には回答をしてくださいということでお願いをするところで、8月31日過ぎた時点でその後の対処を考えてあるとかはあるんですか。

● 事務局

4月上旬に文書を送って、それが届いているところまでは確認をしているみたいなのですが、一応その回答としては文章がメールでしてくださいとしているようですが、まだ、今朝確認した段階ではリアクションがない所です。

○ 委員

8月末にリアクションがなかったら、例えばその次のステップとして先ほどの不在者財産管理人に指定して、処理していくようなそういう方向性とか、何かそういう検討は進んでいるんでしょうかというご質問です。

● 事務局

法律事務所にも確認いたしましたけれども、そちらの方向で今、同時進行しているということです。

○ 議長

他にございませんか。

○ 各委員

なし

○ 議長

無いようですので、事務局のご提案につきまして、採決を行います。

賛成の方挙手をお願いします。

○ 議 長

賛成多数ということで、承認致します。

それでは、本日の議事内容が終了いたしました。全体においてご質問がございましたらお願いいたします。

○ 各委員

なし

○ 議 長

無いようですので、議事進行を事務局にお返しします。

● 事務局

議長ありがとうございました。

これをもちまして、令和4年度第1回基山町空家等対策協議会を終了させていただきます。
皆様お疲れ様でした。

ありがとうございました。

○ 各委員

ありがとうございました。

基山町空家等対策協議会設置条例第7条の規定により、ここに署名する。

令和 4年 10月 31日

基山町空家等対策協議会

会 長 尾石清子

委 員 日高紀子